# 地域材供給倍增事業(拡充)

【平成24年度概算決定額:1.018,205(856,018)千円】

## - 事業のポイント -

「木材自給率50%以上」を目指し、木材産業の活性化、公共建築物等への地域材の利用促進や木質バイオマスの利用拡大の取組を支援します。

### <背景/課題>

- ・食と農林漁業の再生本部で決定された「**我が国の食と農林漁業の再生のための基本方 針・行動計画**」においては、「森林・林業基本計画」に基づく森林・林業の再生のための取組が求められています。
- ・「森林・林業基本計画」に基づいて、国産材の利用拡大を図るためには、小規模・分散的・多段階という国産材の加工・流通体制の改革が必要です。
- ・「公共建築物等木材利用促進法」の着実な推進等により、公共建築物のみならず、住宅等幅広い分野への地域材の一層の利用促進や、木質バイオマスの利用拡大につなげていくことが必要です。

### 政策目標

- 〇木材産業等の活性化を図る地域における木材利用量:
  - 平成23年度から平成27年度までの5年間で9.5万m³増加
- 〇公共建築物の木造率 (床面積) を平成27年度までに現在の8%から24%に向上

#### <内容>

1. 水平連携等を通じた木材産業の活性化

集成材工場向けのラミナ挽き等の水平連携構想の作成、工務店と連携した部材の 共通化、品質・性能の確かな部材の供給体制の構築、木製ガードレールなど土木資 材の普及等の取組に対し支援します。

#### 2. 公共建築物等への地域材の利用促進

公共建築物等への地域材の利用を促進するため、次の支援を行います。

- ① 木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援や整備資金の借入に対する利子助成
- ② 木造設計を担う建築士が**地域材製品の選択に用いる設計ツール**の提供、**健康・省エネ対策への支援**等
- ③ 地域材を利用したモデル製品の開発・普及支援
- ④ 木材のトレーサビリティ制度(合法性、伐採地等の表示)や環境貢献度の表示、 海外での実証等、地域材の差別化・信頼性向上の取組への支援

## 3. 木質バイオマスの利用拡大

木質バイオマス利活用施設の整備等に係る**資金の借入に対する利子助成**や、未利用間伐材等の木質バイオマスの**効率的利用を図るための技術支援**を行います。

### <補助率>

定額、1/2

#### <事業実施主体>

民間団体

### <事業実施期間>

平成23年度~27年度(5年間)

[担当課:林野庁木材利用課、木材産業課]